

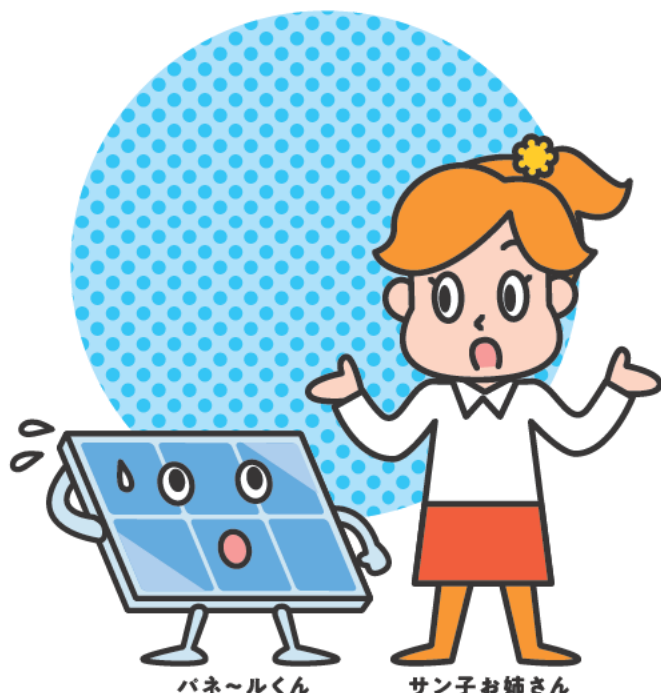
再生可能エネルギーの
主力電源化に向けて

再エネの ルールが 変わります。

③失効制度ができました



経済産業省
資源エネルギー庁



パネルくん

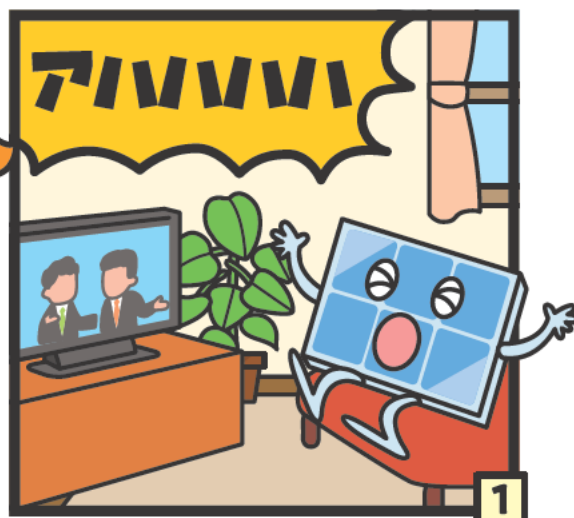
サン子お姉さん



3



2



1



6



5

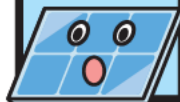


4

さて、失効制度とは、一体何なのだろうか？ 裏面につづく！

電力系統のより効率的な活用のため、失効制度が設けられます。

どうして失効制度ができたパネ？



2022年4月に改正された再生エネルギー特措法では、再生可能エネルギーの導入を促進するために系統整備を進めるとともに、今ある系統についても、より効率的な活用をはかっていくような施策が強化された。たとえば、FITの認定をすでに受けているにもかかわらず、長年未稼働となっている再生エネルギーの系統利用の阻害が、近年問題となっているのは知ってる？

電力系統への接続は申し込み順で決まるんだけど、未稼働案件に電力系統の接続権がおさえられていると、実際には、系統の容量自体に空きがあるにもかかわらず、新規事業者が系統を利用できないということが起こり、既存系統の効率的な利用が実現できなかったの。

それは、困ったパネ！



これまでも、未稼働案件に対する制度的な措置は講じられてきたけど、今回の改正ではこれをさらに進め、認定を受けてから一定期間運転を開始しない場合には、認定を失効するという措置がとられることとなったの。

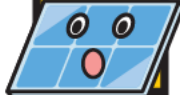
パネえ！具体的にはどうなったら、失効するの？



基本的に、運転開始期限の1年後の状況で判断されるわ。タイミングとしては、運転開始期限日の1年後までに、

系統連系工事着工申込書が受領されず、運転開始に至らない場合、その時点で失効になります！系統連系工事着工申込書が受領された場合、猶予期間として運転開始期間にあたる年数を期限に加えて、その到来をもって失効になるわ。

失効はいつからはじまるパネ？



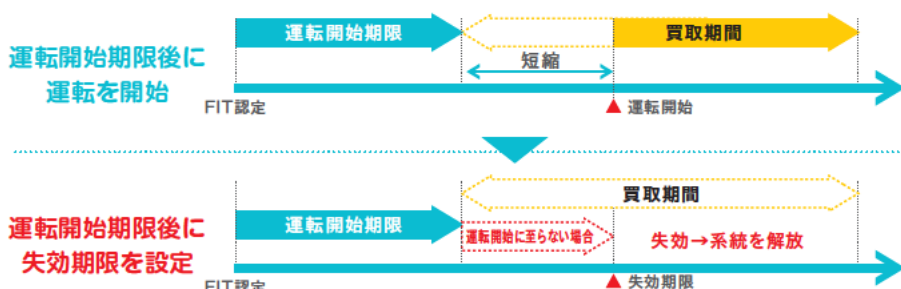
この失効制度は、2022年4月から開始されたんだけど、それまでに運転開始期限を迎えている案件（太陽光発電のみに限らず）は、電力会社によって系統連系工事着工申込書（※）が受領されず、運転開始に至らない場合、1年後の2023年3月31日に失効。

系統連系工事着工申込書が受領された場合は、2025年3月31日までに運転を開始しないと失効となるわ。

わかったパネ！気をつけるパネ！

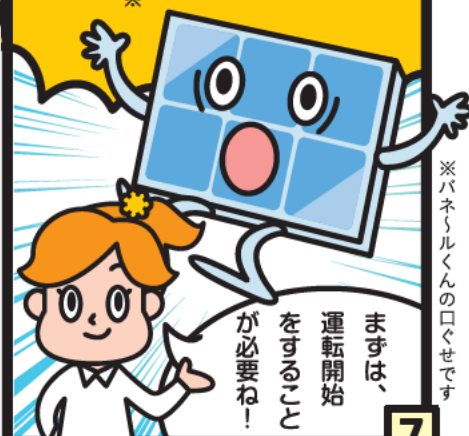


失効制度のイメージ



※2022年4月1日時点で運転開始期限日を超過している場合には、2023年3月31日までに系統連系工事着工申込書の受領がなければ失効となる。

パネえ！これはパネえ！



※パネールくんの口ぐせです

まずは、運転開始をすることが必要ね！



経済産業省
資源エネルギー庁

お問い合わせ

TEL:0570-057-333

詳しくは、資源エネルギー庁・なっとく再生可能エネルギーHP→

受付時間 平日 9:00~18:00
(土・日・祝日、年末年始は除きます)

なっとく再エネ

